

令和 7 年 5 月 議 会 臨 時 会 議 案

市 長 提 案 理 由 説 明 要 旨

(令 和 7 年 5 月 2 1 日 提 出)

新 潟 市

本日提案いたしました議案の概要につきまして、説明を申し上げます。

議案第 43 号及び第 44 号は、一般会計及び下水道事業会計の補正予算です。

主な内容について申し上げます。

一般会計では、音楽文化会館の大規模改修工事について、アスベストの含有や設備機器の不具合などにより、工事内容を変更する必要があることから、追加工事に係る事業費を増額します。

下水道事業会計では、埼玉県八潮市で発生した道路陥没を受け、国の実施要請に基づく下水道管路の調査に係る経費を増額します。

次に、議案第 45 号、市長専決処分について説明いたします。

まず、令和 6 年度分、専決第 6 号です。

能登半島地震や大雪への対応で必要となる一般財源については、財政調整基金の取崩しにより迅速に対応する一方で、

国に対しては本市被害の実情を直接伝え、財政支援を求めてきました。

このたび、特別交付税の交付が当初予算計上額を上回ることとなったことから、財政調整基金に積み立てるものです。

これにより、主要3基金の残高は、令和6年度末で65億円余となります。

このほか、地震で被災した市有施設の復旧事業について、国の災害査定に伴い、所要の財源調整を行ったものです。

次に、令和7年度分です。

専決第1号は、地方税法等の改正に伴い、軽自動車税種別割の標準税率区分の見直しなど、関連する規定を整備するものであり、専決第2号は、国の制度改正に伴い、高校授業料の実質的な無償化について、関連する規定を整備するものです。

これらは、いずれも議会を招集するいとまがなく、やむをえず専決処分をさせていただきました。

以上、提案いたしました議案の概要について、説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。